

檀原公苑設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十四号

檀原公苑設置条例の一部を改正する条例

檀原公苑設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（檀原公苑使用条例の一部改正）

2 檀原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「柔剣道場」を削る。

別表の一の表中柔剣道場の項を削る。